			田 7 20
処 分 名	障害児福祉手当の受給資格の再認定		
処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の再認定を行う。		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号)		
条 項	第26条		
所 管 課	障がい福祉課		
経由機関での処理期間			なし
所管課での処理期間			30日
標準処理期間		計	30日
			_

審查基準

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第6条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条及び、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を基準とする。

【根拠法令等】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(法第十七条第一号の政令で定める給付)

第六条 法第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第一条の二各号に掲げる給付とする。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

(法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設)

- 第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。)第十七条第二号 の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。
- 一 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) に規定する乳児院又は児童養護施設
- 二 児童福祉法 に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法 に規定する指定医療機関
- 三 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る。) 又 は障害者支援施設
- 四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 五 削除

六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第 九号 に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの 七 厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号)に基づく国立保養所
八 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律 の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項 において準用する場合を
含む。)においてその例による場合を含む。)に規定する救護施設又は更生施設 九 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令(命令に準ず
る措置を含む。)により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの
「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」 (昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)

